

# ジェイアールバス東北本部

第34号

2022年3月25日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内  
NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983  
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

## 申6号「組合員の声に基づく総合労働条件改善の実現を求める申し入れ について団体交渉を行う!②

4. 転勤者の負担軽減のため、社宅管理規程の単身赴任者用借り上げ社宅基本料金を現行の30%から退職単身赴任者用借り上げ社宅基本料金と同率の10%に引き下げることに。

(組合) これまで何度も議論しているが、依然として会社に協力して転勤に応じているのに生活が苦しくなっているのは納得出来ないとの声が多い。単身赴任者の社宅基本料金を10%に引き下げることに。

(会社) 退職単身赴任者と同等にする必要性は、まだないように考える。

5. 転勤者の家賃に付随する共益費や管理費等及び自家用車駐車場月極料金を会社が負担することに。

(組合) 仙台地区は地方に比べ駐車場代が高く、駐車場代込みのアパートも少ない。会社施策による転勤であることから全額負担することに。

(会社) 駐車場代だけであれば経費的にも少なく済むが、それだけで良いのかとなる。転勤者にとって何が本当に重要なのかを考え議論していく。

(組合) 駐車場代については、以前から何とかならないのかとの声が多い。経費的にもあまり掛からないのであれば、早期に改善するべきである。

(会社) 転勤者の声は各職場から聞いているが、やり易さではなく何が転勤者の負担軽減に繋がるのか考えてやらなければならない。

6. 別居手当の支給額を増額し、賃金規程第112条(1)「前条第1項第3号アの場合」月額40,000円、「前条第1項第3号イの場合」月額30,000円とすることに。

(組合) 多くの転勤者が二重生活と物価上昇、年収減が重なり生活が厳しくなる一方である。福島支店からの転勤者から距離が近くても別居しているのは同じであるとの声もある。別居手当についての会社の考えを明らかにすること。

(会社) 別居手当についても、転勤者のために何をすべきか全体を見ながら考えていく。全て出来るかとなれば難しいが問題視はしており、転勤者・単身赴任者をどの様に支援出来るかは考えている。決して今のままで良いとは思っていない。

35号へ続く⇒